

(参 考)

神戸市営住宅条例 めきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(設置)

第3条 略

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(公営住宅の入居者資格等)

第5条 公営住宅の入居者は、次の各号（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）として規則で定める者（以下「高齢者等」という。）にあつては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条\_\_\_\_\_

\_\_\_\_の規定により法第23条各号（改良法第29条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備するとみなされる者にあつては第4号及び第5号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 略

（国の補助に係る公営住宅及び共同施設の整備基準）

第3条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める整備基準は、公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）の規定（第1条を除く。）に定めるところによる。この場合において、同令第2条中「公営住宅等」とあるのは、「公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）」とする。

及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第5号、第4項、第19条の2第1項第2号、第20条及び第43条第4項第1号において同じ。）があること。

(3) 独立の生計を営み、かつ、その者の収入が、入居の申込みをした日において、国の補助に係る公営住宅にあつてはア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を、国の補助に係らない公営住宅にあつてはエに掲げる金額を超えないこと。

ア 令第6条第4項各号に掲げる場合 同条第5項第1号に規定する金額

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

イ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは

次号イ(イ)、第5号、第5項

からエまで  
からエまで

オに

ア 入居者が次のいずれかに該当する場合  
259,000円

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に中学校修了前の児童がいること。

(イ) 入居者及びその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）の年齢の合計が70歳以下であること。

イ 入居者が次のいずれかに該当する場合  
214,000円

(ア) 障害者であることその他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める事情があること。

(イ) 入居者の年齢が60歳以上であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族の年齢が18歳未満であるか60歳以上であるかのいずれかであること。

ウ

第3項若しくは激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において本市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア又はイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額

エ 令第9条第1項に規定する金額

(4), (5) 略

2～6 略

(公営住宅の入居者資格の特例)

第6条 略

2 略

3 前条第1項第3号イに掲げる公営住宅の入居者は、同項各号（高齢者等にあつては、同項第1号及び第3号から第5号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(改良住宅の入居者資格等)

第7条 略

2 市長は、改良法第18条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、前項の規定にかかわらず、第5条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる条件（高齢者等にあつては、同項第1号、第4号及び第5号に掲げる条件）を具備し、並びに独立の生計を

214,000円（当

該災害の発生の日から3年を経過した後  
は、158,000円）

エ からウまで

158,000円

オ

前条第1項第3号ウ

営み、その者の収入が、入居の申込みをした日において次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額を超えない者を当該改良住宅に入居させることができる。

(1) 第5条第1項第3号アに掲げる場合 住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第12条の規定により読み替えられる令第6条第5項第1号に規定する金額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 住宅地区改良法施行令第12条の規定により読み替えられる令第6条第5項第2号に規定する金額

### 3 略

(収入超過者に関する認定)

第38条 市長は、毎年度、次の各号に掲げる市営住宅の入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において当該入居者の収入が当該各号に掲げる金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知する。

(1) 公営住宅 国の補助に係る公営住宅にあつては第5条第1項第3号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア、イ又はウに掲げる金額、国の補助に係らない公営住宅にあつては同号ウに掲げる金額

(2) 略

(3) 都市再生住宅 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる金額

ア 略

イ ア \_\_\_\_\_ に掲げる場合以外の場合 第5条第1項第3号ウに掲げる金額

(1) 第5条第1項第3号アに掲げる場合 158,000円

(2) 第5条第1項第3号イに掲げる場合 139,000円

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 114,000円

からエまで

からエ

まで

同号エ

イ 第5条第1項第3号イに掲げる場合

同号イに掲げる金額

ウ 又はイ

5条第1項第3号エ

第

2 略

(都市再生住宅に係る収入超過者の家賃)

第40条の2 略

2 前項の家賃の額は、都市再生住宅の限度額家賃に収入超過者の収入が第5条第1項第3号ウに掲げる金額を超え同号アに掲げる金額以下の場合にあつては0.2を、同号アに掲げる金額を超える場合にあつては0.4を乗じて得た額と都市再生住宅の限度額家賃との合算額を超えないものとする。

3 略

(明渡しの請求)

第50条 略

2～4 略

5 第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の規定による請求を受けた者は、毎月5日(4月にあつては、10日)までに、前月に発生した家賃相当額等を納付しなければならない。

6 略

7 第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の規定による請求を受けた者が前項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、第5項の納期限の翌日から納付の日の属する月の初日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額(その額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

8～10 略

第5条第1項第3

号エ

同号イ

同号イ

前項の規定により納付の義務を負う者

第4項の規定により納付の義務を負う者

別表第1（第4条関係）

(1), (2) 略

(3) 都市再生住宅

名 称	位 置
略	略
神戸市営H A T 神 戸・・の浜住宅	<u>神戸市・区日出</u> <u>町</u>
略	略

(4) 略

	<u>神戸市・区摩耶</u> <u>海岸通2丁目</u>